

改正後	改正前
<p>第三百三十九条 「略」</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>3 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>第三百三十九条 「同上」</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、株式会社の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>4 第一項又は前項の書面に押印すべき株式会社の代表者の印鑑は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第四百七十二條第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	